

# 令和6年度税制改正要望書

令和5年9月

一般社団法人 日本電機工業会

会 長 島田 太郎

# 令和6年度 税制改正要望項目

- |   |     |
|---|-----|
| 1. 国際課税ルールの見直し                              | 1 頁 |
| 2. 税務手続きの更なる簡素化・デジタル化                       | 2 頁 |
| 3. インボイス制度の仕入税額控除要件の緩和                      | 3 頁 |
| 4. 人財投資にかかる税制拡充                             | 4 頁 |
| 5. カーボンニュートラル投資促進税制の期限延長・拡充<br><令和5年度末期限切れ> | 5 頁 |
| 6. イノベーションボックス税制の創設                         | 6 頁 |

# 1. 国際課税ルールの見直し

我が国の CFC 税制（外国子会社合算税制）については、令和5年度税制改正において、今後導入が予定されている新しい国際課税ルール<sup>(※)</sup>への対応方針が記載されましたが、事務処理の重複や工数増加等について、引き続き懸念されております。

また、CFC 税制については、令和5年度税制改正において、判定対象となる外国子会社の絞り込みは行われたものの、依然として企業の事務負担は相当に過重であり、この点を是正するためにも、本来の制度趣旨である「外国子会社等を利用した租税回避防止」に特化した簡素な制度として改善することが重要と考えます。

引き続き、新しい国際課税ルールに合わせた見直しと、企業の事務負担軽減の両立を図るべく、下記の通り、CFC 税制の改善について、要望をいたします。

## (※) 新しい国際課税ルール

OECD において 2021 年 10 月に国際合意された、市場国に対し適切に課税所得を配分するためのルールの見直し（Pillar 1）及び、軽課税国への利益移転に対抗する措置の導入（Pillar 2）という 2 つの制度。

## (1) CFC 税制の見直し

### ① 判定対象となる外国子会社の絞り込み

令和5年度税制改正において、特定外国関係会社適用免除基準が27%となったが、依然として租税負担割合が20%以上のレンジについては判定対象となる外国関係会社が非常に多い割には合算税額が少ないため、さらなる効果的な絞り込みを行うこと。

### ② CFC 税制の合算・申告期限の見直し

現行法上、外国子会社の事業年度終了後 2 カ月を経過する日を含む内国法人の事業年度において合算課税とされているが、日本の申告期限内に合算課税及び外国税額控除を適正に申告できるように、外国子会社の事業年度終了後 1 年を経過する日を含む内国法人の事業年度、あるいは外国子会社の申告期限から 2 月を経過する日を含む事業年度に見直すこと。

### ③ 受動的所得における除外対象の見直し

国内配当益金不算入規定における持分割合の判定については、令和 2 年度税制改正により、グループ全体の持分割合に見直されていることと整合を図る観点から、下記の 2 点については、部分対象外国関係会社による持分割合が 25%未満であっても、受動的所得から除外すること。

- a) グループ全体の持分割合が 25%以上の子会社からの配当
- b) グループ間の事業再編等に伴い、部分対象外国関係会社が保有している子会社株式を関係会社に譲渡した際に係る譲渡益

### ④ 連結納税グループ単位での判定

現行制度では、企業集団等所得課税規定について適用がなかったものとして、個社ごとに

所得を計算しているが、現地制度上求められない計算を行うことの事務負担が生じている。令和元年度改正で導入された、ペーパー・カンパニー除外規定の趣旨(複数法人で一体となって事業を行っている場合は一体で判定)を踏まえ、現地で連結納税制度を適用している場合に、連結納税グループを一体とみなして、租税負担割合を計算することも可能とすること。

#### ⑤ 経済活動基準の見直し

管理支配基準の判定については、外国関係会社が、その本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っていることが基準となるが、多様化するビジネス形態にマッチするよう、クラウドサービスビジネスを行う子会社でのリモート勤務の常態化も考慮した見直しをすること。

#### ⑥ PMI 特例の譲渡期間の見直し

CFC 税制の PMI 特例(買収後の企業統合における企業グループ内株式譲渡益を CFC 税制の合算対象から控除する制度)については、譲渡期間に係る要件が2年以内と短く、制度が活用しにくいいため、より日本企業の海外 M&A を推進する観点からも、譲渡期間延長(2年以内⇒5年以内)をすること。

### (2) 国際課税ルールの詳細検討への対応

#### ① 制度自体の簡素化

企業に過度な事務負担が生じないように計算簡素化等を図ること。

(例: Pillar 1 で必須となっている各種計算処理について、その計算自体が不要となるよう制度簡素化を図ること。Pillar 2 において、制度対象外とする基準(セーフハーバー)等により簡素化を図ること。)

#### ② 公正な制度適用への配慮

企業側で当該措置の適用範囲が判断しやすくなるよう、デジタル課税の対象範囲となる業種の明確化を図ること、また PE や現地法人がある B to C の販売まで範囲を広げないこと。

#### 改正による効果

我が国企業への税負担ならびに事務負担への影響を最小限に留めることにより、グローバルに活躍する企業の国際競争力維持に繋がります。

## 2. 税務手続きの更なる簡素化・デジタル化

### 別表 17 関係の簡素化・廃止(国外関連者明細の廃止、CFC 関係の添付書類省略)

- ① 国外関連者明細書(別表 17(4))と、移転価格文書化制度における国別報告事項<sup>(※)</sup>の内容が重複しているため、別表 17(4)については廃止し、国別報告事項に一本化すること。
- ② CFC 関係の添付書類について、別表 17(3)の外国関係会社の財務諸表や申告書の写しを添付することを省略して、調査時に提示する形に変更すること。

(※) 国別報告事項 (Country-by-Country Report)

国・地域ごとの収入、利益、税額、資本金、従業員数、主要事業等を記載する報告書であり、上記項目が国外関連者明細書（別表 17（4））と重複しています。

#### 改正による効果

テレワーク活用による働き方改革の推進、ならびに当局・企業双方の業務コストの低減に繋がります。

### 3. インボイス制度の仕入税額控除要件の緩和

#### (1) 立替払い請求書の取り扱い

立替払いでは、仕入先のインボイスのコピーを立替事業者から入手し保存する実務が必要となりますが、下記事例の通り対象が膨大にあり中小企業含めて対応しきれないと思われること、また電子帳簿保存法の取り扱い（クレジットカード会社からの請求明細データの保存だけで要件を満たし、加盟店の領収書・利用明細の入手は不要）とインボイス制度との整合を図ることが効率的であることから、以下の通り仕入税額控除要件緩和を要望いたします。

##### ① クレジットカード払い

＜各加盟店(仕入先)⇒カード会社(立替事業者)⇒当社＞

⇒カード会社からの請求明細データには「登録番号」や「適用税率毎の対象金額・消費税額」「支払内容」がないため、仕入税額控除の要件を満たせず、加盟店の領収書・利用明細(紙)の入手・保存が別途必要になる。

請求明細データ 【カード会社から送付】	加盟店の領収書・利用明細(紙) 【別途、入手・保存】
「登録番号」 「適用税率毎の対象金額・消費税額」 「支払内容」 <b>記載無</b>	「登録番号」 「適用税率毎の対象金額・消費税額」 「支払内容」 <b>記載有</b>
インボイス制度では仕入税額控除 <b>不可</b> 電子帳簿保存法では <b>必要</b>	インボイス制度では仕入税額控除 <b>可</b> 電子帳簿保存法では <b>不要</b>

##### ② 法人向け出張宿泊予約サービスに関する支払い

＜各ホテル(仕入先)⇒旅行代理店等(立替事業者)⇒当社＞

⇒各ホテルは、宿泊した当社従業員に領収書等を発行せず、旅行代理店等が各ホテルに立替払いを行い、当社に毎月一括請求する場合、上記①と同様にこの請求明細データの保存だけでは仕入税額控除の要件を満たせない。

##### ③ グループ会社間の水道光熱費等の立替払い

＜電気・ガス・水道事業者(仕入先)⇒親会社(立替事業者)⇒各子会社＞

⇒上記①と同様に親会社が送付する請求明細データの保存だけでは仕入税額控除の要件を満たせない。

## (2) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の見直し(事務負担の軽減)

### 計算方法の簡素化(棚卸資産・固定資産)

税務処理を行う際、取引ごとに経費なのか棚卸資産なのか固定資産なのかを判別し、棚卸資産については損金算入時期を確認し、固定資産については耐用年数を確認して償却計算を行うことは、実務上非常に煩雑であるため、資産に係るものは一括償却、または一律に5年間で均等償却を認めること。

#### 改正による効果

大企業から中小企業、かつ全産業に共通する制度であるため、我が国全体において大幅な業務コスト削減が見込まれます。

## 4. 人財投資にかかる税制拡充

政府が目指す「構造的な賃上げ」実現のため、またイノベーション促進に繋がる専門的知識や技術を持った人財を、わが国企業が確保・育成し国際競争力強化を図るため、人財投資における税制拡充について、下記の通り要望いたします。

### (1) 賃上げ促進税制の期限延長・拡充 <令和5年度末期限切れ>

#### ① 適用期限の延長(2年間)

企業の賃上げ促進、雇用維持に有用な施策であることを考慮し、制度適用期限を延長すること。

#### ② 計算の簡素化・要件の明確化および緩和

継続雇用者の計算について、引当の扱いを任意にする等、計算を簡素化すること。  
また、人件費から控除する助成金対象について、限定列挙する等、要件を明確化すること。  
また、制度を利用しやすくするため、「継続雇用者給与等支給額が前年度より3%以上増加」という適用要件を緩和すること。

#### ③ 高度人財確保に向けた制度の拡充

企業の成長戦略の要となる高度人財の獲得・育成を活性化させるため、高度人財に係る人件費の増加についての税額控除(研究開発費に限定しない)や、高度人財に係る教育訓練費を増加させた場合の控除割合上乘せなど、制度拡充をすること。

### (2) 海外優秀人財確保への対応

イノベーション促進による我が国企業の国際競争力強化のためにも、海外優秀人財の国内流入インセンティブとして、外国人技術者の所得税について、一定期間の減免を図ること。

#### 改正による効果

企業の賃上げを税制で下支えすることで、企業の人財獲得・育成を活性化させ、日本の成長戦略やイノベーション促進に貢献することに繋がります。

区分		通常要件	上乗せ要件①	上乗せ要件②
大企業	適用条件	継続雇用者給与等支給額が前事業年度比3%以上増加	継続雇用者給与等支給額が前事業年度比4%以上増加	教育訓練費が前事業年度比20%以上増加
	控除率	支給増加額の15%	10%	5%
中小企業	適用条件	雇用者全体給与等支給額が前事業年度比1.5%以上増加	雇用者全体給与等支給額が前事業年度比2.5%以上増加	教育訓練費が前事業年度比10%以上増加
	控除率	支給増加額の15%	15%	10%

## 5. カーボンニュートラル投資促進税制の期限延長・拡充 <令和5年度末期限切れ>

持続可能な経済成長を促す有用な施策となっている本制度について、下記の通り要望いたします。

### (1) 適用期限の延長（2年間）

設備投資計画の立案・決定には、相当な時間を要する点も考慮し、制度適用期限を延長すること。

### (2) 要件等の緩和・改善

#### ① 需要開拓商品生産設備（大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備）導入にかかる専ら要件

原料工程で需要開拓商品以外の製品と共通の設備を用いる場合や、生産できる製品サイズが可変で、需要開拓商品以外の製品を生産できたりする場合があるため、要件を緩和すること。

#### ② 生産工程効率化等設備（生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備）にかかる炭素生産性向上率判定

炭素生産性（付加価値額[営業利益+人件費+減価償却費]÷排出量）の向上率判定について、基準年度における事業所付加価値額が負の値となるケースでは、計算方法の特性上、排出量の増減を正しく示せない場合がある。

その判定について、法人や事業部単位等、付加価値額が正である範囲とする、先進的削減方法である等の定性情報も可能とするなど、改善をすること。

#### ③ 複数年度にまたがる一の設備投資計画にかかる認定

現行制度では、実態として複数年度にまたがる一の設備投資計画であっても、事業年度ごとに分けて炭素生産性向上率を判定する必要があるため、同一事業年度内であれば要件を満たす計画が、分割によるスケールダウンの影響で要件を満たさなくなるケースがある。

一の設備投資計画であれば、複数年度にまたがる場合でも認定をする等、改善をすること。

#### ④ 計画申請の制限撤廃

1社につき1回しか認められないという制約は外し、複数回の申請も可能とすること。

### (3) 中長期にわたる税制支援創設

我が国のエネルギー安全保障維持を図るべく、GX 製品等の生産活動について、既存の初期投資への税制優遇の維持・拡充だけでなく、中長期にわたって支援する税制を創設すること。

#### 改正による効果

脱炭素化投資に積極的に取り組む企業が増加し、2050 年カーボンニュートラル実現の動きを加速させます。

#### 【参考】カーボンニュートラル投資促進税制の概要

出典： 経済産業省ガイダンス文書

No	項目	① 需要開拓商品生産設備	② 生産工程効率化等設備
1	設備概要	エネルギーの利用による環境への負荷の低減効果が大きく、新たな需要の拡大に寄与することが見込まれる製品の生産に専ら使用される設備	事業所等の炭素生産性(付加価値額/エネルギー起源 CO2 排出量)を相当程度向上させる計画に必要となる設備(導入により事業所の炭素生産性が1%以上向上することが必要)
2	対象設備	機械装置	機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物
3	事例	生産される「需要開拓商品」 ・化合物パワー半導体 ・EV 又は PHEV 向けリチウムイオン蓄電池 ・定置用リチウムイオン蓄電池 ・燃料電池 ・洋上風力発電設備の主要専門部品	・設備更新によるエネルギー消費量の削減 ・再生可能エネルギーへの切替によるエネルギー消費量の削減
4	税制措置	税額控除 10% または特別償却 50%の適用	3 年以内に炭素生産性が 10%以上向上 ⇒ 税額控除 10% 7%以上向上 ⇒ 税額控除 5% または特別償却 50%の適用

## 6. イノベーションボックス税制の創設

研究開発税制は、研究開発にかかるインプットへのインセンティブとして我が国企業の国際競争力維持・強化に資する大変重要な制度であります。さらなるイノベーション投資促進には、インプットだけでなくアウトプットに対するインセンティブも必要と考えます。

そのインセンティブとして、今般、イノベーションボックス税制(知財から生じる所得への優遇税制)を創設いただき、また制度設計については、企業の事務負担軽減、予見性確保の観点から、極めて簡素な仕組みとするよう要望いたします。

#### 改正による効果

現行の研究開発税制との相乗効果による、さらなるイノベーション投資促進の実現、また簡素な制度にすることにより、制度利用が加速されます。

以上



## 経理委員会16社

オムロン株式会社

シャープ株式会社

シンフォニアテクノロジー株式会社

株式会社ダイヘン

株式会社東光高岳

株式会社東芝（委員長）

東洋電機製造株式会社

日新電機株式会社

パナソニックホールディングス株式会社

株式会社日立製作所

富士電機株式会社（副委員長）

株式会社マキタ

三菱電機株式会社

株式会社村田製作所

株式会社明電舎

株式会社安川電機